



全ト協発第386号（環・適）
令和6年10月22日

各都道府県トラック協会会長 殿
地方貨物自動車運送適正化事業実施機関本部長 殿

全国貨物自動車運送適正化事業実施機関
公益社団法人 全日本トラック協会
会長 坂本 克己



「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」の
一部改正について

平素は当協会の業務運営に種々ご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、今般、国土交通省物流・自動車局 貨物流通事業課長、安全政策課長及び、
自動車整備課長の連名により別添のとおり「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈
及び運用について」の一部改正について、通達が発出されました。

先般、貨物軽自動車運送事業における安全対策を強化するため、自動車事故報告規則等の一部を改正する省令等が改正されたことに受け、「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」の一部改正（令和6年10月1日付け、国自貨第363号の3、国自安第78号の3、国自整第147号の3）が行われ、貨物軽自動車運送事業者が今後受講する講習について改正されたところですが、今回の改正は、貨物軽自動車運送事業者に対する新たな規制に係る改正内容となっています。

つきましては、貴協会におかれましても本趣旨をご理解のうえ、傘下の会員事業者に対する周知徹底方をお願い申し上げます。

以上

（本件に関する問い合わせ先）

公益社団法人 全日本トラック協会 交通・環境部

電話：03-3354-1045 FAX：03-3354-1019